

わがまち特例一覧

(令和 7 年 4 月 1 日現在)

特例対象資産	土地	家屋	償却資産	取得時期の要件	適用期間	条例に規定する 軽減割合
水質汚濁防止法による、工場又は事業所の汚水又は廃液の処理施設			○	令和 6 年 4 月 1 日～ 令和 8 年 3 月 31 日	定めなし	2 分の 1 (課税標準額に 乗じる割合)
下水道法による公共下水道を使用する者が設置した下水道除害施設			○	令和 6 年 4 月 1 日～ 令和 8 年 3 月 31 日	定めなし	5 分の 4 (課税標準額に 乗じる割合)
都市再生特別措置法による認定事業者が都市再生緊急整備地域内において取得した公共施設等		○	○	令和 5 年 4 月 1 日～ 令和 8 年 3 月 31 日	最初の 5 年度分	5 分の 3 (課税標準額に 乗じる割合)
特定再生可能エネルギー発電設備「太陽光・風力・地熱・バイオマス」(※1)			○	令和 6 年 4 月 1 日～ 令和 8 年 3 月 31 日	最初の 3 年度分	3 分の 2 (課税標準額に 乗じる割合)
特定バイオマス発電設備(※2)			○	令和 6 年 4 月 1 日～ 令和 8 年 3 月 31 日	最初の 3 年度分	7 分の 6 (課税標準額に 乗じる割合)
特定再生可能エネルギー発電設備「太陽光・風力・水力」(※3)			○	令和 6 年 4 月 1 日～ 令和 8 年 3 月 31 日	最初の 3 年度分	4 分の 3 (課税標準額に 乗じる割合)
特定再生可能エネルギー発電設備「水力・地熱・バイオマス」(※4)			○	令和 6 年 4 月 1 日～ 令和 8 年 3 月 31 日	最初の 3 年度分	2 分の 1 (課税標準額に 乗じる割合)
水防法による地下街等の所有者又は管理者が取得した浸水防止用設備			○	平成 29 年 4 月 1 日～ 令和 8 年 3 月 31 日	最初の 5 年度分	3 分の 2 (課税標準額に 乗じる割合)
緑地保全・緑化推進法人が設置する一定の市民緑地(※5)	○			平成29年 6 月15日～ 令和 9 年 3 月 31 日	最初の 3 年度分	3 分の 2 (課税標準額に 乗じる割合)
一体型滞在快適性等向上事業の実施主体が整備した滞在快適性等向上施設等	○	○	○	令和 6 年 4 月 1 日～ 令和 8 年 3 月 31 日	工事が完了した日の 属する年の翌年から 5 年度分	2 分の 1 (課税標準額に 乗じる割合)
高齢者の居住の安定確保に関する法律によるサービス付き高齢者向け住宅である賃貸住宅(※6)		○		平成 27 年 4 月 1 日～ 令和 9 年 3 月 31 日	最初の 5 年度分	3 分の 1 (税額の 3 分の 2 を減額)
令和 5 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までの間に大規模の修繕等が行われた特定マンション(※7)		○		—	工事が完了した日の 属する年の 翌年度分	3 分の 2 (税額の 3 分の 1 を減額)

- ※1 ○1,000kw 未満の太陽光発電設備
次のいずれかを満たす一定の設備(ただし、FIT制度・FIP制度の認定を受けたものを除く)。
・地球温暖化対策の推進に関する法律に規定する認定地域脱炭素化促進事業計画に従い取得した一定の設備
・グリーンイノベーション基金補助金のうち、次世代型太陽電池(ペロブスカイト太陽電池)の開発プロジェクトの支援を受けて取得した設備
○20kw 以上の風力発電設備
○1,000kw 未満の地熱発電設備
○10,000kw 以上 20,000kw 未満のバイオマス発電設備
- ※2 ○10,000kw 以上 20,000kw 未満の特定バイオマス発電設備
木竹に由来するもの又は農産物の収穫に伴って生じるバイオマスを電気に変換するものに限る。
- ※3 ○1,000kw 以上の太陽光発電設備
次のいずれかを満たす一定の設備(ただし、FIT制度・FIP制度の認定を受けたものを除く)。
・地球温暖化対策の推進に関する法律に規定する認定地域脱炭素化促進事業計画に従い取得した一定の設備
・グリーンイノベーション基金補助金のうち、次世代型太陽電池(ペロブスカイト太陽電池)の開発プロジェクトの支援を受けて取得した設備
○20kw 未満の風力発電設備
○5,000kw 以上の水力発電設備
- ※4 ○5,000kw 未満の水力発電設備
○1,000kw 以上の地熱発電設備
○10,000kw 未満のバイオマス発電設備
- ※5 都市緑地法に規定する緑地保全・緑地推進法人が所有し又は無償で借り受けて設置・管理するもので、市民緑地が設置される前と比して緑地施設の面積が増加するものに限定される。
- ※6 対象となる家屋の戸数要件を 10 戸以上とし、床面積の要件の上限を 180 ㎡以下とする。
- ※7 対象となる家屋は、新築された日から 20 年以上を経過し、総戸数 10 戸以上、区分所有者が2人以上存在するマンションとする。
【詳細及び申告書様式】
<https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/kurashi/tax/kotei/kaoku1/kaoku.shorui.html>
高松市公式ホームページ「もっと高松」 > 暮らしの情報 > 暮らし・手続き > 税金 > 固定資産税
> 家屋についての関係書類 > 固定資産税減額措置について